

審第2071号-1
答申第607号
令和6年8月8日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年11月7日付け精保セ第512号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第888号

平成29年9月6日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月21日付け精保セ第283号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、知事部局や議会や国や県や市等からの文書、病院局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文

書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

少なくとも、千葉県精神保健福祉センター、出納局は担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会（第2回）の開催について（平成28年7月8日付け精医セ第190号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成29年7月21日付け精保セ第283号で行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年9月6日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

ア 開示文書には第2回と記載されているため、同様の文書につき第1回や第3回以降の回の分が存在すると考えるのが、自然かつ合理的である。

イ 一体的整備事業は、大事業であるから、本件で特定された文書で特定し尽くされているとは、到底考えられない。

ウ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

エ したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 抗議

弁明書は、何ら中身のないものであり、あるはずの文書がないことにされた経緯が一切明らかになっておらず、説明責任を全うしているとは到底言えないものである。担当課は、詳細な弁明を作成して提出すべきである。審査請求人は、その弁明に反論する用意がある。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象文書の特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受け、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 文書の内容について

本件対象文書は、精神科医療センター長から収受した救急医療センターと精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会への参加案内通知である。

2 弁明の内容

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。」と主張する。

しかしながら、本件審査請求後においても文書を探索したが本件対象文書のほかには存在しない。

よって、審査請求人からの審査請求は棄却することが相当である。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

1 審査会による調査

(1) 実施機関に対する調査

当審査会は、令和5年7月3日付けで、実施機関に対し、条例第23条第4項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

(2) 本件調査の内容

ア 本件請求に係る行政文書として本件対象文書を特定しているが、第2回以外の回の「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会」への参加案内を通知した行政文書を保有しているか。保有していない場合には、保有していない理由について説明を求める。

イ 本件請求に係る行政文書として本件対象文書を特定しているが、「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会」への参加案内を通知した行政文書の他に、当該意見交換会に関する行政文書を保有しているか。保有していない場合には、保有していない理由について説明を求める。

ウ 本件請求に係る行政文書を再度探索した結果、本件対象文書の他に保有しているか。

2 本件調査に係る回答

(1) 実施機関からの回答

令和5年7月25日に、実施機関から本件調査に対する回答が提出された。

(2) 回答内容

ア 再度探索したが、保有していない。

救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会は合計3回行われており、第1回は病院局だけで開催したため、精神保健福祉センター宛てには通知されていない。第2回から精神保健福祉センターが当該意見交換会に参加することになったため、精神科医療センターより開催通知があった。また、第3回については、病院局が委託したコンサルティング会社の主導により開

催されたものと推定され、実施機関及び委託先業者のいずれも、文書による開催通知を作成しなかったものと思われる。

イ 再度探索したが、保有していない。

当該意見交換会は、各実施機関の幹部職員が、一体的整備を進めていくにあたっての考えをざっくばらんに話し合うという趣旨の会合であり、関連文書を作成及び取得する必要性がなかったものと考えられる。

ウ 再度探索したが、他に保有している文書はない。

第6 審査請求人からの意見書の提出

1 意見書の提出

令和5年10月2日に、審査請求人から当審査会あてに意見書が提出された。

2 意見書の内容

令和5年7月24日付け精保セ第355号の意見書について反論書を茲に提出する。

(1) 参加案内の通知

第1回意見交換会の参加案内の通知については、病院局の2所属だけが参加したものといえども第2回以降は担当課も参加したうえ、担当課も含めての一体的整備事業という性質からしても、参加しなかった回の資料等の提供を受けていることが強く推認される。そうすると、その中には、第1回意見交換会の参加案内の通知が含まれていることが容易に推認される。

第2回意見交換会の参加案内の通知については、どこが主導したかにかかわらず、本件開示請求の対象文書は、取得または作成されることが自然であり、たとえ株式会社〇〇〇〇が開催を主導したとしても、参加案内の通知は同社が作成して各実施機関が取得していることも十分に考えられるし、実施機関が作成したということも十分に考えられる。

(2) 会議録

他の実施機関においては、第1回意見交換会の会議録とされる行政文書が発見されているところ、担当課においても、意見交換会の会議録とりわけ第2回以降のものが保有されていることが容易に推認される。

(3) 実施機関の説明する当該意見交換会の趣旨と請求対象文書との関連性

意見交換会について、各実施機関の幹部職員が、一体的整備を進めていくにあた

っての考えをざっくばらんに話し合うという趣旨の会合であるから、関連文書を作成も取得もする必要性がともになかったなどと説明するが、本件の一体的整備は、大規模公共事業であるだけでなく、強制入院を行なう精神病院(千葉県精神科医療センター)と、リエゾン精神医療における救急医療に係る身体科の救急病院(千葉県救急医療センター)と、強制入院からの退院や処遇改善等を第三者として審査する精神医療審査会(千葉県精神保健福祉センター)という三者を一体として整備するという極めて非人道的なものであって、耐えがたいほど正義に反する公共事業であるから、このようなものについて各実施機関の幹部職員が、一体的整備を進めていくにあたっての考えをざっくばらんに話し合うからといって、関連文書を作成も取得もする必要性がともになかったなどとは到底言えないものである。

また、実施機関の説明する趣旨からすると、他の実施機関が第1回意見交換会の会議録とされる行政文書を保有していることの説明がつかない。

したがって、仮に意見交換会が、各実施機関の幹部職員が、一体的整備を進めていくにあたっての考えをざっくばらんに話し合うという趣旨の会合であったとしても、関連文書を作成・取得する必要性があったというべきであり、現に意見交換会の会議録が他の実施機関において保有されていることからしても、他にも関連文書が存在することが強く推認されるというべきである。

(4) その他

第1回意見交換会は病院局の2所属だけが参加したものといえども第2回以降は担当課も参加したうえ、担当課も含めての一体的整備事業という性質からしても、参加しなかった回の資料等の提供を受けていることが強く推認される。

意見交換会が何回まであったのかが不明であるところ、言及のある回よりもあとの回の意見交換会に係る文書も開示すべきである。

意見交換会において使用された資料、出席者等が分かる文書その他、開催通知以外にも、電子メールや手紙やFAX等での遣り取りについても特定の上で開示すべきである。

株式会社〇〇〇〇が第3回の意見交換会の開催を主導したとすることに係る文書その他、本件事業に係る株式会社〇〇〇〇に係る文書も特定すべきである。

(5) 本件開示請求の対象に係る一体的整備事業の性質

本件に係る一体的整備の事業は大事業であり、開催通知や会議録その他の行政文

書が取得・作成されていないとか、取得・作成されたが廃棄されたいし所在不明の状態にされたというのは、特定された文書の種類や枚数と相俟って、公文書の管理として極めて問題があると言わざるを得ない。

第7 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記第2 3のとおりであり、その内容は、前記第4 1(2)のとおりである。

2 本件請求の対象となる行政文書の特定

審査請求人は、本件決定の取消しを求めており、本件請求に係る行政文書の特定漏れを主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 審査請求人は、反論書において前記第3 3(1)のとおり、意見書において前記第6 2のとおり主張している。

当審査会が、実施機関に、第2回以外の回の「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会」の開催を通知した行政文書について、本件調査により再度探索を求めたところ、保有していないとのことであった。また、その理由について、本件調査により説明を求めたところ、当該意見交換会は3回行われているが、第1回の当該意見交換会の開催を通知した行政文書は、実施機関が参加していないため通知されておらず、第3回の当該意見交換会の開催を通知した行政文書は、千葉県病院局において業務委託した法人の主導により開催されたため文書による開催通知を作成しなかったものと思われるとのことであった。

そうすると、審査請求人が「開示文書には第2回と記載されているため、同様の文書につき第1回や第3回以降の回の分が存在する」と主張する行政文書について、当該行政文書を保有していないとの実施機関の説明を覆すに足りる事情は認められない。

(2) また、当該意見交換会に関し、参加を案内した行政文書以外の文書を保有している可能性も考えられる。

そこで、当審査会が、実施機関に、当該文書について、本件調査により再度探索

を求めたところ、保有していないとのことであった。また、その理由について、本件調査により説明を求めたところ、当該意見交換会は、各実施機関の幹部職員が千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの一体的整備について率直な意見交換を行うという趣旨の会合であり、関係文書を作成及び取得する必要がなかったものと思われるとのことであった。

そうすると、当該意見交換会に関し、参加案内を通知した行政文書以外の文書について、本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明を覆すに足りる事情は認められない。

- (3) さらに、当審査会が、実施機関に、上記(1)及び(2)以外の本件請求に係る行政文書の保有について、本件調査により再度探索を求めたところ、保有していないとのことであった。

これらの探索結果を踏まえると、本件対象文書の外に、本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明を覆すに足りる事情は認められず、これを是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

実施機関の決定は妥当である。

5 附言

実施機関の弁明及び当審査会の調査によれば、本件請求に関連するものとして、センター長等複数の機関の代表者が参加した会議が少なくとも3回行われ、実施機関はそのうちの2回に参加したことが認められる。しかしながら、実施機関がこれらの会議に関連して作成及び取得した行政文書は、上述したとおり2回目の開催通知のみであり、処理過程を明らかにするという事務処理の原則から見て、その状況は必ずしも適正とは言い難いものである。

今後、このような会議については、実施機関内部における情報共有の状況も含め、意思決定に至る過程を合理的に検証できるよう、記録としての文書の作成について、十分留意するよう求める。

第8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月7日	諮問書の受付
平成29年11月20日	反論書の写しの受付
令和5年5月29日	審議
令和5年6月29日	審議
令和5年7月3日	条例第23条第4項の規定による調査及び同条第7項の規定による意見の聴取の実施
令和5年7月25日	上記調査に係る実施機関の回答の受付
令和5年7月31日	審議
令和5年8月1日	上記調査の結果を審査請求人へ送付
令和5年9月29日	審議 条例第23条第4項の規定による調査結果の報告
令和5年10月2日	審査請求人から提出された意見書を受付
令和5年10月5日	上記意見書を実施機関へ送付
令和5年10月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)